



特許制度活用便利帳

第7回

「審査請求時の検討事項④」

弁理士 石田 悟

<Q> 審査請求に関する料金制度はどうなっていますか？

<A> 料金制度の改定にご注意下さい。また、審査請求料については、返還制度が導入されています。

先 に説明しましたように、特許出願の審査は、審査請求があって初めて開始されます。すなわち、審査請求制度の下では、出願人が権利化の意思を持っている出願について審査請求をすることで、特許出願された案件のうちに必要なものについて選択的に審査が行われます。

この制度は、上記したように必要な案件のみ審査を行うことにより、特許出願の審査処理を適正化すべく導入されたものです。先年、特許庁から公表された「特許戦略計画」では、「迅速かつ的確な特許審査の実現が極めて重要である」という観点から様々な対策等について議論がなされていますが、審査請求制度の適正な運用による審査処理の効率化ということも、迅速かつ的確な特許審査を実現する上で非常に重要です。

上 記「戦略計画」によれば、特許審査の現状として、(1)審査請求件数の増加、及び(2)特許審査の最終処分件数中の特許率の継続的な低下が報告されています。このことは、最終的に権利化に至らずに終わる審査請求の割合が増えていること

を示しています。「戦略計画」では、このような現状に対し、特許庁での審査官の増員などの対策と合わせて、出願人の側としても、「知的財産管理の充実と適正な審査請求」の実現に向けて、「審査請求構造改革に努めることが不可欠」とであると提言しています。

すなわち、特許出願の審査処理の現状に対処すべく、出願人においても、特許出願について、例えば、審査請求が本当に必要かどうかの判断の適正化、関連出願についての計画的な審査請求の実施など、知的財産管理の改革に向けて努力することが求められているものと思います。このことは、権利化作業の効率化、あるいは知的財産管理にかかる費用の削減など、多くの点で出願人にも利するところがあります。

こ のような審査請求制度の運用の適正化を促すための対策の1つとして、審査請求の手数料の料金改定、及び制度見直しが行われています。

まず、審査請求の手数料については、これまでの審査請求料は審査実費の半分以上の金額で、不足分は特許料等によって補う料金体系となっていました。しかし、このような料金体系は、特許性が低い出願であっても「とりあえず」審査請求がなされ、特許庁において審査が行われてしまうなど、審査処理負担の増大の一因になると考えられます。

このため、特許法の平成15年法

改正において、審査請求料をそれまでの2倍とし、知的財産管理の適正化を促す料金改定が行われました。また、この審査請求料の引上げと合わせて、特許料及び出願手数料については引下げが行われています。出願人においては、このような料金改定、及びその背景を考慮し、各出願について審査請求の要否等を適切に判断すべく努力することが期待されているものと思います。

ま た、特許出願に対する審査請求は、それまでに行った審査が無駄になる等の理由により、取下げができないこととなっています。これに対し、迅速かつ的確な審査を実現するための対策の一つとして、既に審査請求を行った出願についても、所定の条件下で審査請求料の一部を返還する制度が導入されています。具体的には、審査請求後において、審査結果の最初の通知（協議指令、文献開示要件についての通知、拒絶理由通知、特許査定）前に出願の放棄、取下げがあった場合に、審査請求料の一部が請求により返還されます。

出願人においても、審査請求の判断等の適正化に加えて、審査請求後に状況が変化した場合の審査請求料の返還制度の利用などをも含めて、総合的に「審査請求構造改革」を推進することが求められていると言えるでしょう。

以上